

労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金・再就職支援給付金）の制度の一部を改定しました。

労働移動支援助成金は、事業活動の縮小などに伴い、離職を余儀なくされる労働者に対して再就職支援を行った事業主に支給するものです。

改定内容

求職活動等支援給付金

→ この給付金は、平成24年3月31日をもって**廃止**しました。

【廃止前】	対象事業主	給付額
	対象労働者に求職活動などのための休暇を付与した事業主	1人につき休暇1日当たり4,000円 (中小企業事業主の場合：7,000円)

※ ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月1日以降もこれまでどおり支給申請ができます。

再就職支援給付金

【改定前】	対象事業主	給付額（助成率）
	民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、対象労働者の再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の1/2 (限度額：1人当たり40万円)

【改定後】

①平成24年4月1日より、対象事業主の要件に以下を追加しました。

対象労働者に求職活動などのための休暇を1日以上付与し、その休暇日に、通常支払う賃金の額以上を支払ったこと

※ただし、平成24年3月31日までに離職した労働者については、4月1日以降の申請においても、この要件は追加されません。

②平成24年4月6日より、**55歳以上**の労働者の再就職支援については、助成率を1/2から**2/3**に引き上げました。

※ただし、平成24年4月5日までに離職した労働者については、4月6日以降の申請においても年齢にかかわらず助成率は1/2です。

対象事業主【改定後】	給付額（助成率）【改定後】
対象労働者に求職活動などのための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた中小企業事業主	委託費用の1/2 (55歳以上の労働者の場合は2/3) (限度額：1人当たり40万円)

詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

